

【法令名称】インターネット情報サービス管理弁法
【発布機関】国務院
【発布番号】国務院令第 292 号
【発布日】2000.09.25
【施行日】2000.09.25
【時効性】現行有効
【効力級別】行政規定
【全文】

中華人民共和国国務院令第 292 号

「インターネット情報サービス管理弁法」は 2000 年 9 月 20 日に国務院第 31 回常務会議を通過した。よってここに公布し施行する。

総理 朱鎔基
2000 年 9 月 25 日

インターネット情報サービス管理弁法

第一条 インターネット情報サービス活動を規範化し、インターネット情報サービスの健全かつ秩序ある発展を促進するため、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内にてインターネット情報サービス活動に従事する場合、本弁法を遵守しなければならない。

本弁法にいうインターネット情報サービスとは、インターネットを通じてネットユーザーに対し情報を提供するサービス活動を指す。

第三条 インターネット情報サービスは、営利目的と非営利目的の 2 種類に分けられる。

営利目的のインターネット情報サービスとは、インターネットを通じてネットユーザーに対し、情報又はホームページの制作等を有償にて提供するサービス活動を指す。

非営利目的のインターネット情報サービスとは、インターネットを通じてネットユーザーに対し、公開性、共有性を有する情報を提供するサービス活動を指す。

第四条 国は、営利目的のインターネット情報サービスに対しては、許可制度を実施する。非営利目的のインターネット情報サービスに対しては、届出制度を実施する。

許可を得ず、又は届出手続を履行せずに、インターネット情報サービスに従事してはならない。

第五条 新聞報道、出版、教育、医療保健、薬品及び医療機器等のインターネット情報サービス

スに従事するにあたって、法律、行政法規及び国の関係規定に従い関係主管部門より審査を受け承認を得なければならない場合、経営許可の申請又は届出手続を行う前に、法によって関係主管部門より審査を受け承認を得なければならない。

第六条 営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、「中華人民共和国電信条例」の定める要求に合致しなければならないほか、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (一)業務発展計画及び関係技術案を有していること。
- (二)ウェブサイト安全保障措置、情報安全機密管理制度、ユーザー情報安全管理制度を含む健全なネットワーク及び情報安全保障措置を有していること。
- (三)サービス項目が本弁法第五条に定める範囲に該当する場合、関係主管部門より承認文書を取得していること。

第七条 営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国務院情報産業主管部門に対し、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証(以下、「経営許可証」という)を申請しなければならない。

省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国務院情報産業主管部門は、申請を受けた日から60日以内に審査を終了し、許可又は不許可の決定を行わなければならない。許可する場合、経営許可証を交付し、不許可の場合、文書により申請者に通知し、かつその理由を説明しなければならない。

申請者は経営許可証取得後、経営許可証を持参して企業登記機関にて登記手続を行わなければならない。

第八条 非営利目的のインターネット情報サービスに従事する場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関又は国務院情報産業主管部門に対し、届出手続きを行わなければならない。届出の際には、次に掲げる資料を提出しなければならない。

- (一)主な運営単位及びウェブサイト責任者の基本状況。
- (二)ウェブアドレス及びサービス項目。
- (三)サービス項目が本弁法第五条に定める範囲に該当する場合、関係主管部門より取得した承認文書。

省、自治区、直轄市の電信管理機関は、届出資料に不備がない場合、その届出を記録し、かつ届出番号を与えなければならない。

第九条 インターネット情報サービスに従事し、電子公告サービスの提供を予定している場合は、営利目的のインターネット情報サービスの許可申請を行なう際、又は非営利目的のインターネット情報サービスの届出手続を行う際に、国の関係規定に従い、個別申請又は個別届出手続を行わなければならない。

第十条 省、自治区、直轄市の電信管理機関及び国務院情報産業主管部門は、経営許可証を取得し、又は届出手続を履行したインターネット情報サービス提供者の名簿を公表しなければならない。

第十一条 インターネット情報サービス提供者は、許可された又は届け出たサービス項目に従いサービスを提供しなければならないが、許可された又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供してはならない。

非営利目的のインターネット情報サービス提供者は、有償サービスの提供に従事してはならない。

インターネット情報サービス提供者は、サービス項目、ウェブアドレス等事項を変更する場合、30 日前までに元の審査及び許可証交付機関、又は届出機関にて変更手続を行わなければならない。

第十二条 インターネット情報サービス提供者は、そのウェブサイトのインデックスページの顕著な位置に、経営許可証番号又は届出番号を表示しなければならない。

第十三条 インターネット情報サービス提供者は、ネットユーザーに良好なサービスを提供し、かつ提供する情報内容が適法であることを保証しなければならない。

第十四条 新聞報道・出版及び電子公告などのサービス項目を提供するインターネット情報サービス提供者は、提供する情報内容及び公開時間、並びにウェブアドレス又はドメインネームを記録しなければならない。インターネット接続サービス提供者は、ネットユーザーの接続時間、ユーザーアカウント、ウェブアドレス又はドメインネーム、発信者電話番号等の情報を記録しなければならない。

インターネット情報サービス提供者及びインターネット接続サービス提供者は、バックアップ記録を 60 日間保存し、かつ国の関係機関が法によって調査を行う際に、これを提供しなければならない。

第十五条 インターネット情報サービス提供者は、次に掲げる内容を含む情報を制作、複製、公開、拡散してはならない。

- (一) 憲法に定める基本原則を否定するもの。
- (二) 国の安全を脅かしたり、国家機密を洩漏したり、国家政権を転覆したり、国家統一を破壊したりするもの。
- (三) 国の名誉及び利益を損なうもの。
- (四) 民族間の怨恨や民族差別を煽動し、民族の団結を破壊するもの。
- (五) 国の宗教政策に違反し、邪教及び封建的迷信を鼓吹するもの。
- (六) 根拠のないうさを広め、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻な内容、色情的な内容、賭博、暴力、殺人、テロ又は犯罪教唆を広めるもの。
- (八) 他人を侮辱又は誹謗したり、他人の適法な権益を侵害したりするもの。
- (九) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第十六条 インターネット情報サービス提供者は、そのウェブサイトへ伝送された情報が明らかに本弁法第十五条に定める内容のいずれかに該当することに気付いた場合、直ちにその伝送

を停止し、関係記録を保存し、かつ国の関係部門に報告しなければならない。

第十七条 営利目的のインターネット情報サービス提供者は、国内外で株式を上場するか、又は外国投資者と合併、提携を行う場合、事前に国务院情報産業主管部門より審査を受け承認を得なければならない。なお、外国投資者の投資比率は関係する法律、行政法規の規定に合致しなければならない。

第十八条 国务院情報産業主管部門及び省、自治区、直轄市の電信管理機関は、法によってインターネット情報サービスに対し監督管理を実施する。

新聞報道、出版、教育、衛生、薬品監督管理、工商行政管理及び公安、国家の安全などの関係主管部門は、各自の職責の範囲内にて法によってインターネット情報内容に対し監督管理を実施する。

第十九条 本弁法の規定に違反し、経営許可証を取得せずに営利目的のインターネット情報サービスを無断で提供し、又は許可されたサービス項目を逸脱したサービスを提供した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は、期限を定めて是正するよう命じ、不法所得がある場合は、不法所得を没収し、不法所得の3倍以上5倍以下の罰金に処する。不法所得がなく、又は不法所得が5万元に足りない場合、10万元以上100万元以下の罰金に処する。情状が重い場合は、ウェブサイトの閉鎖を命じる。

本弁法の規定に違反し、届出 процедуруを履行せずに非営利目的のインターネット情報サービスを無断で提供し、又は届け出たサービス項目を逸脱したサービスを提供した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は、期限を定めて是正するよう命じる。是正を拒否した場合、ウェブサイトの閉鎖を命じる。

第二十条 本弁法第十五条に掲げる内容のいずれかを含む情報を制作、複製、公開、拡散し、犯罪を構成する場合、法によってその刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、公安機関、国家安全機関は、「中華人民共和国治安管理处罰条例」、「コンピューター情報ネットワーク国際接続ネットワーク安全保護管理弁法」などの関係する法律、行政法規の規定に基づきこれを処罰する。営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに経営許可証交付機関が、運営停止整頓命令の発布ないし経営許可証の取り上げを行い、企業登記機関に通知する。非営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに届出機関が、ウェブサイトの一時閉鎖ないし閉鎖を命じる。

第二十一条 本弁法第十四条に定める義務を履行しない場合、省・自治区・直轄市の電信管理機関は是正を命じる。情状が重い場合、運営停止整頓命令を発するか又はウェブサイトの一時閉鎖を命じる。

第二十二条 本弁法の規定に違反し、そのウェブサイトのインデックスページにその経営許可証番号又は届出番号を表示しない場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は是正を命じ、5000元以上5万元以下の罰金に処する。

第二十三条 本弁法第十六条に定める義務に違反した場合、省、自治区、直轄市の電信管理機関は是正を命じる。情状が重い場合、営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに経営許可証交付機関がその経営許可証を取り上げ、非営利目的のインターネット情報サービス提供者に対しては、さらに届出機関がウェブサイトの閉鎖を命じる。

第二十四条 インターネット情報サービス提供者が、その業務活動において、その他の法律、法規に違反した場合、新聞報道、出版、教育、衛生、薬品監督管理及び工商行政管理等の関係主管部門は、関係する法律、法規の規定に基づきこれを処罰する。

第二十五条 電信管理機関及びその他の関係主管部門並びにその職員が、職務を怠慢したり、職権を濫用したり、私利を図るため不正をしたり、インターネット情報サービスの監督管理を怠り重大な結果をもたらした場合にて、犯罪を構成する場合、法によって刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、直接担当した主管人員及びその他の直接責任者に対して、法によって降格、免職ないし除名の行政処分を課する。

第二十六条 本弁法の公布前よりインターネット情報サービスを提供している場合、本弁法の公布日より 60 日以内に、本弁法の関係規定に基づき遡って関係手続を行わなければならない。

第二十七条 本弁法は公布日より施行する。